

## 福井市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浄化槽を設置した者に対し、維持管理費用の一部を補助することによって、適正な処理水の排水を維持し、かつ公共下水道等の供用開始区域住民との格差を正を図ることを目的とし、その交付に関しては、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽で、生物科学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、かつ、放流水のBODの日間平均値を1リットル当たり20ミリグラム以下にすることができる機能を有するもので、法第4条第1項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 補助対象区域　公共下水道区域、集落排水施設等区域、その他集合処理施設区域以外の区域で、汚水管が整備済又は汚水管の整備計画がある道路に隣接する敷地で、市長が汚水管にて処理することが有利と判断した区域を除いた区域をいう。
- (3) 浄化槽管理者　浄化槽法第7条に規定する浄化槽管理者をいう。
- (4) 受領資格者　法による適正な維持管理を行った浄化槽管理者をいう。

### (補助対象)

第3条 補助の対象となる者は、補助対象区域において浄化槽を設置した個人住宅の浄化槽管理者で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 当該浄化槽管理者又はその配偶者若しくは親族が設置場所に住所を有すること。
- (2) 市税を完納していること。

2 補助対象項目として次のものを定める。

- (1) 水質検査料
- (2) 保守点検料(消毒薬等の補充並びに薬筒、ディフューザー及びプロアーのエレメントの交換を含み、尿石防止剤及び洗剤購入費を除く。)
- (3) 清掃料

### (補助金の交付)

第4条 市長は前条に定める者に対し、予算の範囲内で浄化槽維持管理事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、第3条第2項に規定する補助対象項目の年間実績額から福井市公共下水道条例(昭和40年条例第22号)第13条及び福井市公共下水道条例施行規程(令和2年公営企業規程第4号)第21条の規定に基づき算定した下水道使用料に相当する額の1年分の合計額(以下「下水道使用料相当額」という。)を差し引いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる浄化槽の人槽区分が11人槽以上のものに対する補助金の額は、補助の対象となる浄化槽の人槽区分が10人槽以下のものに対する前年度の補助金の額を平均した額と前項の規定に基づき算定した額のいずれか低い方の額とする。

- 3 第1項に規定する下水道使用料相当額とは、当該事業年度の前年度5期分から当該事業年度の4期分までの下水道使用料に相当する額を合計した額とする。
- 4 福井市公共下水道条例施行規程第21条第3号に規定する下水道使用料の対象となる人員は、当該事業年度の4月1日現在の居住員数とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 受領資格者が、補助金を受けようとするときは、当該年度の3月31日までに補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 法定検査の検査結果書の写し
- (2) 保守点検及び清掃に要した費用の領収書又は請求書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 規則第11条の規定による補助事業の実績報告は、前項の補助金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

（補助金額の決定及び確定）

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、第5条に定める補助金額を決定しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に規定する法定検査の検査結果が不適正な場合は、補助金額の決定を保留することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金額の決定を行ったときは、その内容を補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。
- 4 規則第12条の規定による補助金の額の確定は、前項の補助金交付決定通知書兼確定通知書によるものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により、通知を受けた受領資格者が補助金の交付を受けようとする時は、補助金交付請求書兼委任状（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（市長の責務）

第9条 市長は関係機関と連携して、受領資格者が善良な浄化槽管理者としての義務を果たすよう努めなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、虚偽その他不正な行為により補助金を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

## 補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

福井市長 様

申 請 者 住 所  
氏 名 ( )  
電話番号

( )本人(代表者)が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

年度福井市浄化槽維持管理事業による補助金の交付を受けたいので、福井市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、補助要件を満たしているかの確認のため納税状況を調査すること、及び補助対象費用であるかの確認のため必要に応じて作業内容を照会することに同意します。

記

交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円

### 今年度の使用水道の種類

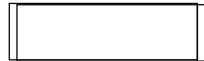
昨年度の該当番号 :

昨年度の該当番号と異なる場合又は空欄の場合は、今年度の該当番号を で囲んでください。

1. 市水道のみ
2. 簡易水道・井戸水など
3. 市の水道と簡易水道・井戸水併用(宅内)

2又は3をご使用の方で、住民登録世帯人数と居住世帯人数が異なる場合、下記欄にご記入ください。

住民登録世帯人数 : 人 居住世帯人数 : 人



補助金交付決定通知書兼確定通知書

住所 福井市

氏名 様

付けて申請のありました浄化槽維持管理事業補助金については、  
下記のとおり交付決定及び補助金額が確定しましたので通知します。

福井市長

印

記

交付決定金額 金 円

交付条件 1. 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）  
をする場合においては、市長の承認を受けること。  
2. 補助事業等を中止又は廃止しようとする場合においては、  
市長の承認を受けること。  
3. 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂  
行が困難と認められる場合においては、すみやかに市長に報告し  
てその指示を受けること。

様式第3号(第8条関係)

## 補助金交付請求書兼委任状

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付け福井市指令環政第 号で決定した浄化槽維持管理事業補助金の交付について、福井市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第8条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

福井市長 様

### 申請者住所

氏名 ( )

( ) 本人(代表者)が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

補助金は下記の口座に振り込んでください。

申請者と口座名義人が異なる場合は、下記(委任者)欄に申請者が署名及び押印をしてください。

私は、下記の者を代理人と定め、福井市浄化槽維持管理事業補助金受領の一切の権限を委任します。

(委任者)住所.....

氏名.....

### 振込先金融機関名

金融機関名	銀行 農協 信用金庫	本店 支店 出張所 本所 支所
預金種別	普通 当座 その他( )	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	

	氏名	
--	----	--